

働く婦人の家設置一覧

名 称	設置主体	所 在 地	(〒)
苫小牧市婦人ホーム	苫小牧市	北海道苫小牧市旭町15	053
帯広市婦人センター	帯広市	北海道帯広市西7条8-1-4	080
日立市婦人の家	日立市	茨城県日立市鮎川町1-1-10	316
群馬県働く婦人の家	群馬県	群馬県桐生市錦町2-10-19	376
川越市婦人会館	川越市	埼玉県川越市脇田新町10-2	350
八王子市婦人センター	八王子市	東京都八王子市子安町588	192
神奈川県勤労婦人会館	神奈川県	神奈川県川崎市南幸町3-154-3	210
見附市働く婦人の家	見附市	新潟県見附市学校町3-1-68	954
宇ノ気町働く婦人の家	宇ノ気町	石川県河北郡宇ノ気町宇気141	929-11
七尾市婦人センター	七尾市	石川県七尾市袖江町ハ部43	926
鯖江市勤労婦人会館	鯖江市	福井県鯖江市三六町175-1	916
山梨市働く婦人の家	山梨市	山梨県山梨市小原西955	405
岡谷市婦人の家	岡谷市	長野県岡谷市本町4-1-39	394
愛知県尾西勤労婦人ホーム	愛知県	愛知県尾西市東五城大平裏38	494
大阪府立勤労婦人ホーム	大阪府	大阪府岸和田市加守町4-28-25	596
兵庫県働く婦人の家	兵庫県	兵庫県西脇市西脇荻ヶ瀬1247	677
神戸市立働く婦人の家	神戸市	兵庫県神戸市長田区日吉町3-11-1	653
倉敷市立児島働く婦人の家	倉敷市	岡山県倉敷市児島小川3-11-43	711
福山市婦人福祉センター	福山市	広島県福山市草戸町2276-1	720
今治市働く婦人の家	今治市	愛媛県今治市今治村甲301-1	794
福岡県婦人の家	福岡県	福岡県北九州市八幡区本町4	805
別府市婦人会館	別府市	大分県別府市上人ヶ浜町1-28	874

働く婦人の家のしおり



労働省婦人少年局

1970年

働く婦人の家とは

○ 中小企業に働く婦人と

勤労者家庭の主婦の

生活をより豊かにするための

福祉施設です。

つまり、これらの人たちの

職業生活や家庭生活に

必要な援助を行なう

施設であります。

また、教養、憩い、

レクリエーションの

場でもあります。

○ 国（労働省）の設置費補助金をうけて

地方公共団体（都道府県又は市）が設置し、運営します。

働く婦人の家にはこのような設備があります

相談室、談話室、図書室、託児室、講習室、展示室、
割ぼう室、洗たく室、宿泊室など。



談話室



和室

働く婦人の家とは 設置について

働く婦人の家の運営

- 施設の利用方法、その他運営に関する基本的事項は、設置主体が条例又は規則で定めます。
- 施設の運営を円滑にするため、設置主体・関係行政機関の職員、利用者の代表者、学識経験者からなる運営委員会が設けられます。
- 働く婦人の家には、館長（婦人）、専門職員（保健婦・保母・家政指導担当員）、事務職員、用務員等の職員がおかれます。

○ 相談業務

職業生活や家庭生活、育児等についての相談をうけ、指導や援助をします。

○ 家庭生活技術の指導

家庭経営、生活設計、消費経済、衣食住や育児などについての知識、技術をたかめるための指導をします。

○ 託児室の運営

働く婦人の家を利用されるお母さん方が講習会やサークル活動に参加されている間、お子さんをあずかります。

また、働くお母さん方のための託児室も運営します。

○ グループ活動、クラブ活動の指導、援助

茶道、華道、手芸、バレーボール、フオークダンス、コーラスなどのグループ活動やクラブ活動の指導や援助をします。

○ 宿泊やレクリエーション

寄宿舎生活の人が両親と泊まって家庭生活の雰囲気味わったり、グループで泊まって休養したり、また、レクリエーションに利用したりできます。

○ 講演会、講習会、座談会などの開催

女性のための心理学教室や勤労婦人大学、料理や生花など女性の教養を高めるための講習会、また、職業講習や謄写筆耕など実務的な講習会を開いたり、働く婦人の懇談会や新卒者座談会などを開きます。

○ 資料や器具などの展示

家庭生活上の基礎的知識や新しい生活技術等についての資料、器具などを目でみて勉強できるように展示します。



割ぼう室における料理実習



講習室における華道教室



託児室における託児風景



講習室における教養講座

働く婦人の家の設置について

施 設 の 規 模

その地域の労働者数等に応じてA級、B級の2種類があります。

区 分	建物延面積	主要構造部
A 級	650m ² 以上	鉄筋コンクリート造り
B 級	600m ² 以上	コンクリートブロック造り

国 庫 補 助

設置費の国庫補助はA級施設 750 万円、B級施設 550 万円の定額補助です。

その他の援助措置

- 設置主体が市である場合は、通常、府県からも国庫補助と同額程度の補助を受けています。
- 「中小企業退職金共済事業団資金」による地方債の引受けが利用できます。（利率年7分、償還期限10年以内）

設 置 の 手 続

- 設置の計画がある場合には、設置計画の概略（設置年度、建設予定地、建物の構造規模、建設資金計画、設置事由、その他必要な事項）を記載した設置要望書を労働大臣あて提出して下さい。（設置主体が市である場合は、都道府県知事の副申を添付することになっています。）
- 補助金交付の段階になりましたら、補助金交付申請書を所定の様式により労働大臣あてに提出するようになっています。 詳細については下記へお問合せ下さい。

- 労働省婦人少年局婦人労働課
東京都千代田区大手町1の3の1
電 話 (211) 7 4 5 1
(内線 258 ～ 260)
- 婦 人 少 年 室
- 都 道 府 県 労 政 課